

佐賀県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和4年1月4日から令和4年2月3日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥栖田代線	鳥栖市桜町字鑑橋 1156 番 6 地先から 鳥栖市桜町字鑑橋 1121 番 6 地先まで	令和4. 1. 5